

東灘処理場 汚泥処理施設改築更新等事業

実施方針（案）

令和3年7月

神 戸 市

目 次

第1	事業の選定に関する事項	- 1 -
1	事業内容	- 1 -
(1)	事業名称	- 1 -
(2)	事業の対象となる施設	- 1 -
(3)	事業目的・概要	- 1 -
(4)	業務内容	- 2 -
(5)	事業方式	- 2 -
(6)	事業期間	- 3 -
(7)	収入と支払い	- 4 -
(8)	遵守すべき法令等	- 5 -
(9)	事業費に係る参考額	- 5 -
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	- 6 -
1	事業者の募集及び選定の方法	- 6 -
2	募集及び選定スケジュール	- 7 -
3	応募者の備えるべき参加資格要件	- 8 -
(1)	応募者の構成	- 8 -
(2)	応募者の参加要件	- 9 -
(3)	各業務における入札参加資格要件	- 10 -
(4)	参加資格の確認	- 13 -
4	優先交渉権者の選定に関する事項	- 14 -
(1)	事業者選定委員会の設置	- 14 -
(2)	技術提案に関する基準	- 14 -
(3)	優先交渉権者の選定方法	- 14 -
(4)	提出書類の取扱い・著作権等	- 15 -
(5)	審査結果の公表	- 16 -
5	応募者の提出書類	- 16 -
(1)	一次審査の提出書類	- 16 -
(2)	二次審査の提出書類	- 16 -
6	優先交渉権者決定後の手続き	- 17 -
(1)	優先交渉権者の選定と通知	- 17 -
(2)	基本協定の締結	- 17 -

(3)	設計業務委託契約の締結	- 17 -
(4)	設計及び価格協議	- 17 -
(5)	価格交渉	- 17 -
(6)	基本契約の締結	- 17 -
(7)	工事請負契約の締結	- 18 -
(8)	維持管理・運營業務委託契約の締結	- 18 -
(9)	バイオマス受入事業契約の締結	- 18 -
(10)	消化ガス有効利用事業契約書の締結	- 18 -
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	- 19 -
1	想定されるサービスの水準・仕様	- 19 -
2	責任分担及びその考え方	- 19 -
(1)	責任分担の考え方	- 19 -
(2)	想定されるリスクの分担	- 19 -
3	本市による事業の実施状況の確認	- 19 -
(1)	設計・施工段階	- 19 -
(2)	維持管理・運営段階	- 20 -
(3)	事業期間終了時の措置	- 20 -
(4)	性能未達の場合等の賠償等	- 21 -
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	- 21 -
1	本処理場の立地に関する事項	- 21 -
2	本事業の計画概要	- 21 -
第5	各種契約又は協定の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項	- 22 -
第6	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	- 22 -
第7	事業の実施に関する必要事項	- 23 -
1	実施方針（案）・要求水準書（案）に関する問い合わせ	- 23 -
(1)	実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質問・意見の受付	- 23 -
(2)	実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質問・意見書の提出先	- 23 -
(3)	実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質問・意見書の提出期限	- 23 -
(4)	実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質問・意見への回答	- 23 -
(5)	実施方針（案）等の変更	- 23 -
(6)	要求水準書（案）の配布資料送付願兼誓約書の送付	- 23 -
2	現地説明会の開催	- 24 -
(1)	現地説明会の開催日時等	- 24 -
(2)	申込方法	- 24 -

(3)	申込書の提出先.....	- 24 -
(4)	申込み提出期限.....	- 24 -
3	情報公開及び情報提供.....	- 24 -

添付資料 1 : 事業スキーム

添付資料 2 : 事業に係るリスク分担

添付資料 3 : 実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質問書

添付資料 4 : 添付資料及び参考資料送付願兼誓約書

添付資料 5 : 現地説明会に係る申込書

第 1 事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

東灘処理場 汚泥処理施設改築更新等事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

- ① 汚泥脱水設備及び補機設備並びに関連設備（以下「汚泥脱水設備等」という。）
- ② バイオマス受入設備
- ③ 導管注入設備
- ④ 消化ガス有効利用設備
- ⑤ 汚泥処理設備等（汚泥濃縮設備、汚泥消化設備、リン回収設備、ガス精製設備、こうべバイオガスステーション等）

(3) 事業目的・概要

神戸市（以下「本市」という。）の基幹処理場である東灘処理場（以下「本処理場」という。）は、主に東灘区・灘区の汚水を処理する処理場として昭和 37 年に供用開始しており、現在約 16 万 m³/日の汚水処理を行っている。

平成 7 年の阪神・淡路大震災では壊滅的な被害を受け、約 100 日間にわたり処理機能が停止したが、復旧・復興の過程においては下水処理という基本的な役割だけではなく、再生可能エネルギーの有効利用として、全国に先駆けて自動車燃料（こうべバイオガスステーション：平成 20 年 4 月）や都市ガス導管へ注入する導管注入事業（都市ガス導管注入実証事業）：平成 22 年 10 月）といった有効利用に取り組んできた。

また、未利用の地域バイオマス（食品系及び木質系）を受入れ、下水汚泥と共処理し汚泥量の削減や消化ガスの増量を図る（KOBE グリーン・スイーツプロジェクト：平成 24 年 2 月）実証研究を実施してきた。

本事業では、下記の①から③を一体的に、また、これらの維持管理・運営も併せて行うことによる汚泥処理の最適化、汚泥処理コストの縮減を目指すものである。

- ① 老朽化が進んだ汚泥脱水設備等の段階的改築更新
- ② 都市ガス導管注入事業に続く、下水道事業における脱炭素社会に寄与する新たな再生可能エネルギーの有効利用
- ③ さらなる脱炭素等の相乗効果が期待できる地域バイオマス受入の事業化

なお、入札契約方式は本事業の特徴を鑑み、技術提案の審査及び価格等の交渉によ

る方式を採用する。

(4) 業務内容

本事業の業務内容は、以下のとおりである。事業スキームを添付資料1に示す。

1) 設計・施工業務

① 設計業務

- ア 汚泥脱水設備等の実施設計業務
- イ バイオマス受入設備の実実施設計業務
- ウ 導管注入設備の実実施設計業務（撤去）
- エ 消化ガス有効利用設備の実実施設計業務
- オ 上記に関連して必要となる業務

② 施工業務

- ア 汚泥脱水設備等の改築工事
- イ バイオマス受入設備の改築工事
- ウ 導管注入設備の撤去工事
- エ 消化ガス有効利用設備の設置工事
- オ 上記に関連して必要となる業務

2) 維持管理・運營業務

- ① 汚泥脱水設備等の維持管理業務（委託レベル3）
- ② 汚泥処理設備等の維持管理業務（委託レベル2）
- ③ バイオマス受入設備の維持管理・運營業務
- ④ 消化ガス有効利用設備の維持管理・運營業務

(5) 事業方式

本事業の事業手法は、以下に挙げる4種類により構成している。

- ① DBO方式（Design、Build、Operate）：汚泥脱水設備等
- ② 包括的民間委託：汚泥処理設備等
- ③ 公設民営：バイオマス受入設備
- ④ 民設民営：消化ガス有効利用設備

(6) 事業期間

1) 設計業務

① 本業務に係る設計期間

本業務の設計期間は、設計業務委託契約の締結日から令和4年8月23日までを予定している。

2) DBO方式（汚泥脱水設備等）

① 本業務に係る施工期間

汚泥脱水設備等の改築工事及び導管注入設備の撤去工事の完了は、以下の予定である。

なお、汚泥脱水設備等の既設に対する委託レベルは2とし、改築後の委託レベルを3とする。

ア 汚泥脱水設備及び補機設備 : 令和10年3月31日

イ 関連設備 : 令和14年3月31日

ウ 導管注入設備（撤去） : 令和6年3月31日

② 本業務に係る維持管理期間

本業務の維持管理期間は、令和6年4月1日から供用開始し、令和26年3月31日までの20年間とする。

3) 包括的民間委託（汚泥処理設備等）

① 本業務に係る維持管理期間

本業務の維持管理期間は、令和6年4月1日から供用開始し、令和26年3月31日までの20年間とする。

4) 公設民営（バイオマス受入設備）

① 本業務に係る施工期間

バイオマス受入設備は、既存の汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の産業廃棄物処理施設設置許可の取得後から令和8年3月31日までに建設工事を完了させることを予定している。

② 本業務に係る維持管理・運営期間

本業務の維持管理・運営期間は、令和8年4月1日から供用開始し、令和26年3月31日までの18年間とする。

また、事業者は、供用開始までに維持管理・運営に必要な産業廃棄物処分業の取得を行うこと。

5) 民設民営（消化ガス有効利用設備）

① 本業務に係る施工期間

消化ガス有効利用設備は、消化ガス有効利用事業契約が締結された日から令和6年3月31日までに施工を完了させることを予定している。

② 本業務に係る維持管理・運営期間

本業務の維持管理・運営期間は、令和6年4月1日から令和26年3月31日までの20年間とする。

(7) 収入と支払い

1) 設計業務

① 本市は優先交渉権者に対して、汚泥脱水設備等、バイオマス受入設備、導管注入設備に係る設計業務に対価を支払う。

② 事業者は消化ガス有効利用設備に係る設計業務に対して、消化ガス有効利用事業で得る収入から設計業務委託費を充当すること。なお、設計期間は同項（6）の1）と同じ期間に実施すること。

2) DBO方式（汚泥脱水設備等）

① 施工業務

本市は事業者に対して、本事業の施工業務に係る対価を施工業務期間中に年度ごとの出来高に対して、本市が設定する支払限度額内にて支払うことを予定している。

② 維持管理業務

本市は、維持管理業務に対して毎月1回支払いを行うことを予定している。

3) 包括的民間委託（汚泥処理設備等）

① 維持管理業務

本市は、維持管理業務に対して毎月1回支払いを行うことを予定している。

4) 公設民営（バイオマス受入設備）

① 施工業務

本市は事業者に対して、本業務の施工業務に係る対価を施工業務期間中に年度ごとの出来高に対して、本市が設定する支払限度額内にて支払うことを予定している。

② 事業者の収入

事業者は、自らの提案によって仕様を定め、バイオマス受入設備の整備を行い、

地域バイオマスの受入れに対して、その受入れ代金を収入とする。

③ 本市への支払い

事業者は、バイオマス受入設備を使用することに対し、使用料を本市に支払うこと。

また、事業者は、バイオマスを汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備で処分することに対し、本市に処分料を支払うこと。

バイオマス受入設備の使用料は、事業者の提案による仕様により決定する。使用料の算定は、当該設備の月額償却費とする予定である。

なお、使用料は既存施設と同等の場合は 500～600 千円/月（参考値）とし、処分料は 15～20 千円/t（参考値）とする予定である。

5) 民設民営（消化ガス有効利用設備）

① 事業者の収入

事業者は、自らの提案によって整備した消化ガス有効利用設備を用いて事業を実施し、その事業で収入を得るものとする。

② 本市への支払い

事業者は、消化ガス購入代金及び消化ガス有効利用設備の設置に必要な敷地等並びに水道に対する使用料を支払うものとする。

なお、消化ガスの売却額は、5～10 円/Nm³（参考値）を下限値とする。

(8) 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守すること。

なお、遵守すべき関係法令等については、本書と併せて公表する要求水準書（案）を参照すること。

(9) 事業費に係る参考額

本市は、汚泥脱水設備等の施工及び維持管理業務、汚泥処理設備等の維持管理業務、導管注入設備の施工（撤去）、バイオマス受入設備の施工に関して、費用を負担する。

なお、事業費の参考額は、設計・施工及び維持管理費については、本市の同種工事等や競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途応募者に通知する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

本市は、本事業への参画を希望する事業者を広く募集し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で事業者を選定する。

本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）に基づき、設計及び施工並びに維持管理・運營業務を行うものであり、優先交渉権者として選定された者と価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に施工並びに維持管理・運營業務に係る各種契約を締結する。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

2 募集及び選定スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、おおむね次のとおり予定している。

変更がある場合は、随時情報を公開する。

時 期	内 容
令和3年7月14日（水）	実施方針（案）及び要求水準書（案）の公表
令和3年7月20日（木） 令和3年7月21日（金）	現地説明会の開催
令和3年8月3日（火）	実施方針（案）及び要求水準（案）に対する質疑の提出
令和3年8月31日（火）	実施方針（案）及び要求水準（案）の回答公表
令和3年9月29日（水）	公告（募集要項等の公表）
令和3年10月13日（水）	一次審査に対する質疑の提出
令和3年10月22日（金）	一次審査に対する質疑の回答公表 募集要項等に対する質疑の提出
令和3年11月12日（金）	1次審査書類の提出
令和3年11月26日（金）	1次審査審査の結果の通知 募集要項等に対する質疑の回答公表
令和3年12月22日（水）	技術提案書の提出 見積書の提出
令和4年1月20日（木） 令和4年1月21日（金）	技術対話の実施（参考額提示）
令和4年2月10日（木）	改善通知
令和4年3月2日（水）	改善技術提案の提出 改善見積書の提出
令和4年3月28日（月）	優先交渉権者の決定
令和4年4月13日（水）	基本協定及び設計業務委託契約の締結
令和4年4月20日（水）	設計・価格協議
令和4年7月27日（水）	設計成果及び見積書の提出
令和4年8月24日（水）	価格交渉
令和4年9月初旬	見積り合せ
令和4年9月初旬から中旬	各契約の締結
契約締結後速やかに	施工及び維持管理・運営に係る工事及び業務着手
令和6年4月から	維持管理・運営業務開始
令和14年3月末まで	工事の完了

3 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業の応募者は、一次審査書類の受付締切日までに参加資格要件を全て満たすこと。
また、本市は、応募者の資格の確認を行うために一次審査を実施する。

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、以下の役割を果たす企業から構成すること。ただし、1社が複数の役割を果たすことを妨げない。
 - ア 本事業の設計を行う企業
 - イ 本事業の施工を行う企業
 - ウ 本事業の維持管理を行う企業
 - エ 本事業の運営を行う企業
- ② 応募者を構成する企業数は、基本的に制限を設けない。
- ③ 応募者は、代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとし、当該代表企業が本事業に係る応募手続きを行うこと。なお、単独企業の場合は、当該企業が本事業に係る応募手続きを行うこと。
- ④ 応募者は、本事業の施工を行う企業から代表企業を定めること。また、代表企業は本市との各種協議及び価格交渉並びに契約締結等の一切の窓口を担い、調整を行うこと。
- ⑤ 応募者は、一次審査等の書類の提出時に、各企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。なお、代表企業をはじめ、各種役割を担う企業（以下「構成企業」という。）の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合には、この限りではない。
- ⑥ 応募者を構成する構成企業のいずれかが、他の応募者の構成企業となることはできない。
- ⑦ 同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。
- ⑧ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。「資本関係又は人的関係のある者」とは次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 応募者の参加要件

応募者の主要な参加資格要件は、以下のとおりである。詳細については、公告時の募集要項等にて示す。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 号の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 代表企業及び構成企業は、以下の条件を満たすこと。
 - ア 令和 2・3 年度神戸市競争入札参加資格を有すること（規則第 3 条の 2 第 1 項又は第 27 条の 4 項 1 項に読み替えて適用する規則第 3 条の 2 第 1 項に規定する認定を受けていること。）。
- ③ 応募参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から優先交渉権者の選定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 応募参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から優先交渉権者の選定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 25 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 応募者の構成企業のいずれかが、本市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面若しくは人事面において関連がないものであること。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

- ・ 株式会社東京設計事務所
- ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

(3) 各業務における入札参加資格要件

1) 設計業務を実施する者

① 施工に関する設計を自ら行う予定の場合

ア 「4) 施工を実施するもの①共通」に示す各工事を担当する各構成企業が、以下の(ア)から(ウ)のいずれかを満たす、設計に係る管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者(以下「設計技術者」という。)を当該設計に配置できること。管理技術者と設計主任技術者は兼務することができるが、設計主任技術者と照査技術者を兼務することはできない。なお、この場合において、現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、管理技術者及び設計主任技術者又は照査技術者を兼務することができる。本工事に関する設計を設計受託者に委託する予定の場合、「4) 施工を実施するもの」に示す各施工を担当する構成企業が、以下の(ア)から(ウ)のいずれかを満たす、設計に係る管理技術者を当該設計に配置できること。その場合、予定設計受託者が設計主任技術者及び照査技術者を配置すること。なお、この場合において、現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、管理技術者を兼務することができる。

(ア) 技術士(上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか、又は総合技術監理部門(上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか))の資格を有する者であること。

(イ) R C C M(選択部門は下水道、鋼構造及びコンクリート、機械、電気電子のいずれか)の資格を有する者であること。

(ウ) 外国資格を有する技術者(わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)で、(ア)又は(イ)相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。

② 本工事に関する設計を構成企業(建設コンサルタント)が行う場合、当該建設コンサルタントは、以下の条件を満たすこと。

ア 神戸市工事請負入札参加資格又は神戸市物品等入札参加資格を有すること(規則第3条の2第1項又は第27条の4項1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。)

イ 以下の(ア)から(ウ)のいずれかを満たす、設計に係る管理技術者及び設計主任技術者並びに照査技術者を当該設計に配置できること。なお、設計主任技

術者と照査技術者を兼務することはできない。

(ア) 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とする。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道部門—下水道」とする。））の資格を有する者であること。

(イ) R C C M（選択部門は下水道とする。）の資格を有する者であること。

(ウ) 外国資格を有する技術者（わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）で、
(ア) 又は (イ) 相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。

ウ 平成 18 年度以降に、汚泥脱水設備の実施設計業務（機械設備、電気設備の工種を含むものに限る。）の履行実績があること。

2) 建設コンサルタントに設計の一部を委託する場合

① 当該建設コンサルタントは、以下の条件を満たすこと。

ア 神戸市工事請負入札参加資格又は神戸市物品等入札参加資格を有すること（規則第 3 条の 2 第 1 項又は第 27 条の 4 項 1 項に読み替えて適用する規則第 3 条の 2 第 1 項に規定する認定を受けていること。）。

イ 以下の (ア) から (ウ) のいずれかを満たす、設計に係る設計主任技術者及び照査技術者を当該設計に配置できること。なお、設計主任技術者と照査技術者を兼務することはできない。

(ア) 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とする。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道部門—下水道」とする。））の資格を有する者であること。

(イ) R C C M（選択部門は下水道とする。）の資格を有する者であること。

(ウ) 外国資格を有する技術者（わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）で、
ア又はイ相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。

② 設計内容に応じて以下の条件を満たすこと。

ア 平成 18 年度以降に、汚泥脱水設備の実施設計業務（機械設備、電気設備の工種を含むものに限る。）の履行実績があること。

3) 施工を実施するもの

応募者を構成する企業のうち、施工を実施する者は、以下の要件を満たさなければならない。

① 共通

- ア 機械設備工事及び電気設備工事の各工事において、各工事を担当する構成企業が当該工事期間中に主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置すること。
- イ 神戸市工事請負入札参加資格を有すること（規則第3条の2第1項又は第27条の4項1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）。

② 機械

- ア 機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格確認申請の日前で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における総合評定値が、機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上、かつ水道施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- ウ 下水道法上の終末処理場のうち、汚泥脱水設備の固形物量が日最大10t/日以上終末処理場において、脱水機の新設又は更新を元請として、平成18年度以降に完成させた施工実績があること。ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。

③ 電気

- ア 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 下水道法上の終末処理場において、汚泥処理に係る電気設備工事（自社で製作した動力制御盤を用いたものに限る。）を元請けとして平成18年度以降に完成させた施工実績があること。ただし、いずれも補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。

4) 維持管理業務を実施する者

維持管理業務を単独で実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。ただし複数の構成企業で維持管理業務を分担する場合は、統括する企業を代表企業として（以下「維持管理業務に係る代表企業」という。）置くものとし、維持管理業務に係る代表企業は、以下の各号の要件のうち、①から③を満たし、バイオマス受入設備の維持管理に係る構成企業は①及び④を、その他の構成企業（協力企業含む。）は①を満たすこと。

- ① 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資

格審査の申請を行うこと。

- ② 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。
- ③ 平成 18 年度以降、下水道法上の終末処理場の汚泥処理施設の維持管理業務の元請として、あるいは共同企業体の代表者として、維持管理業務を実施した実績が入札日において 1 年以上あること。
- ④ バイオマス受入れに当たり、本市が既存の汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の産業廃棄物処理施設設置許可の取得後に、産業廃棄物処分業を取得していること。

（４）参加資格の確認

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

4 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 事業者選定委員会の設置

本市は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成する事業者選定委員会を設置する。

事業者選定委員会の委員への問合せや働きかけは禁止とし、事業者選定委員会の公平性を損なう行為をしたものは失格とする。

(2) 技術提案に関する基準

優先交渉権者決定基準は、おおむね下表に示す内容を予定している。

なお、評価項目や配点等は、公告時の優先交渉権者決定基準において示す。

No	分類	評価項目
1	理解度	諸条件を考慮した、本事業における再生可能エネルギーを含めた最適な汚泥処理に関する実施方針の設定や効果等
2	主たる事業課題に対する提案能力	難脱水性汚泥に対する汚泥脱水技術に関する提案能力等
3		汚泥処理施設の安定的・効率的な維持管理計画や維持管理費の低減に対する提案能力
4		バイオマス受入に対する、消化ガス発生及び汚泥処理設備への影響を考慮した提案能力
5		消化ガス有効利用事業に対する提案能力
6		環境への配慮に対する提案能力
7	市への収入効果	消化ガス買取単価

(3) 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定方法としては、品確法第16条に規定される段階的選抜方式を採用し、技術的能力に関する事項を評価することにより、一定の技術水準に達したものを選抜した上で、これらの者の中から優先交渉権者を選定する。

1) 一次審査

本市は、応募者から提出された一次審査書類等により、技術的能力の審査を実施する。審査の結果、本書で示す審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない者には、競争参加資格を認めないものとする。

なお、一次審査の結果は、応募者に通知する。

2) 二次審査

二次審査は、一次審査を通過した者（以下「一次審査通過者」という。）を対象として、4項の（2）に示す評価項目等を基に、技術提案に関する評価を行う。

なお、技術提案書の提出に合わせて、提案に沿った参考見積書の提出を行うこと。

3) 技術対話

① 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

② 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出した全ての応募者を対象に実施する。

4) 技術提案及び見積書の改善

技術対話を経て、要求水準や施工条件を満たさない場合など本市が必要と判断した場合は、品確法第17条に基づき技術提案の改善通知を行い第2の2項に示す時期に改善技術提案及び改善見積書の提出を求めることができる。

また、本事業の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

5) 技術提案の審査・評価

技術審査では、各応募者から提出された技術提案書を基に採点を行う。

なお、技術審査においては、品確法第18条の規定により、事業者選定委員会において技術審査に対する意見を聴取した上で、優先交渉権者を選定する。

(4) 提出書類の取扱い・著作権等

1) 著作権

技術提案書の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合には、本市は必要な範囲において公表等を行うことができる。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権棟の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

3) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

4) 使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

(5) 審査結果の公表

本市は、事業者選定委員会等により優先交渉権者を決定し、その結果を本市のホームページで公表する。

5 応募者の提出書類

応募者は、以下の書類を提出すること。

なお、提出書類の詳細については、公告時の募集要項等において示す。

(1) 一次審査の提出書類

- ① 企業の能力に関する資料（同種又は類似工事实績等）
- ② 設計業務に係る技術者に関する資料（資格、同種又は類似工事实績等）
- ③ 上記を補完する確認資料

(2) 二次審査の提出書類

- ① 技術提案書
- ② 技術提案書に係る見積書

6 優先交渉権者決定後の手続き

(1) 優先交渉権者の選定と通知

二次審査は、一次審査通過者のうち、技術提案書を提出した応募者の中から、技術評価点が最上位である応募者を優先交渉権者として選定する。優先交渉権者として選定した応募者には、書面により通知する。

また、優先交渉権者に選定されなかった応募者のうち、審査基準を満たす者に対しては、交渉権者として選定された旨及び順位を書面により通知する。

(2) 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに、公告時に示す基本協定書（案）に基づき、本市と基本協定を締結しなければならない。

(3) 設計業務委託契約の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに、基本協定書に基づき、本事業の汚泥脱水設備等及びバイオマス受入設備及び導管注入設備に係る設計に関し、本市と設計業務委託契約を締結しなければならない。

(4) 設計及び価格協議

応募者の技術提案に基づく設計内容及び見積額と参考額の乖離をなくすことを目的として、優先交渉権者と本市は、設計内容及び価格について、適宜協議を行う。

(5) 価格交渉

前項の設計及び価格協議を経て、本市と優先交渉権者は、価格交渉を行う。

優先交渉権者との交渉が成立した場合は、それ以外の交渉権者に対して非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

なお、価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としない。この場合、技術評価点の次順位の交渉権者に対して、優先交渉権者となった旨を通知した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施するものとする。

(6) 基本契約の締結

優先交渉権者は、価格交渉成立後速やかに、公告時に示す基本契約書（案）に基づき、本市と基本契約を締結しなければならない。

(7) 工事請負契約の締結

優先交渉権者は、基本契約締結後速やかに、基本契約に基づき、本事業の施工に関し、本事業の汚泥脱水設備等及びバイオマス受入設備及び導管注入設備に係る工事請負契約を本市と締結しなければならない。

(8) 維持管理・運營業務委託契約の締結

優先交渉権者は、基本契約締結後速やかに、基本契約に基づき、本事業の維持管理業務に関し、本事業に係る維持管理業務委託契約を本市と締結しなければならない。

(9) バイオマス受入事業契約の締結

優先交渉権者は、基本契約締結後速やかに、基本契約に基づき、バイオマス受入事業に関し、本事業に係るバイオマス受入事業契約を本市と締結しなければならない。

(10) 消化ガス有効利用事業契約書の締結

優先交渉権者は、基本契約締結後速やかに、基本契約に基づき、消化ガス有効利用事業に関し、本事業に係る消化ガス有効利用事業契約を本市と締結しなければならない。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

優先交渉権者は、要求水準書等に定める要件及び技術提案書に示した内容等を基に、本事業に係る前提条件を本市と協議した上で、汚泥脱水設備等に係る設計・施工業務及び汚泥処理設備等に係る維持管理業務、バイオマス受入設備及び消化ガス有効利用事業に係る設計・施工業務及び維持管理・運営業務を行うこと。

なお、要求水準書等とは、公告等で公表した本事業に係る、実施方針、要求水準書、様式集、質疑回答、募集要項、各種契約書（案）等の一切を指す。

2 責任分担及びその考え方

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、想定されるリスクを最も良く管理することができる主体が当該リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担は、原則として添付資料2「事業に係るリスク分担」による。

3 本市による事業の実施状況の確認

(1) 設計・施工段階

本市は、優先交渉権者又は事業者による設計・施工業務が要求水準書等に定める要件及び技術提案書に示した内容等を満たしていることを確認するために、設計業務委託契約及び工事請負契約に基づき、設計・施工に係る業務の監督を行う。

1) 実施設計時

本市は、優先交渉権者によって行われた実施設計の内容確認を行い、要求水準並びに技術提案に示した内容に適合しない場合には、優先交渉権者に改善を求めることができ、優先交渉権者は自らの負担により、これに応じなければならない。

2) 施工時

事業者は、定期的に本市から施工状況等の確認を受けること。

また、本市が要請した時、事業者は、施工状況等の事前説明及び事後報告を行うとともに、本市はいつでも工事現場での施工状況等の確認を行うことができる。本市は、その内容について、本市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行い、要求した性能に適合しない場合には事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

3) 工事完成、引渡時

本市は、汚泥脱水設備等及びバイオマス受入設備の引渡しを受ける前に、要求水準書等及び実施設計で定めた仕様及び性能並びに前提条件書等に適合しているかを否かについて検査を行う。検査の結果、これらを満たしていない場合は、事業者に補修又は改造を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

(2) 維持管理・運営段階

本市は、事業者による維持管理・運営業務が要求水準書等及び実施設計で定めた仕様及び性能並びに前提条件書等を満たしていることを確認するために、維持管理・運営業務のモニタリングを行う。

また、維持管理・運営業務のモニタリングにより、維持管理・運営業務の実施状況等が維持管理・運営業務委託契約書、要求水準書等及び実施設計で定めた仕様及び性能並びに前提条件書等を満たしていないと判断される場合には、本市は、事業者に改善を求めることができ、事業者は、自らの負担により、これに応じなければならない。

(3) 事業期間終了時の措置

消化ガス有効利用事業以外の施設及び設備は、本市は事業終了後も継続して使用する。事業者は、事業期間中、維持管理・運営業務を適切に行うことにより、事業期間終了時から1年間において、本事業の対象施設について要求水準書等及び実施設計で定めた仕様及び性能等を満足する状態に保持しなければならない。

消化ガス有効利用事業の施設及び設備は、事業期間終了時若しくは本市又は事業者の解除により終了する時は、原則として原状回復とする。契約終了の3年前から本市と協議を行うものとする。

(4) 性能未達の場合等の賠償等

公告時に公表する契約書（案）による。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

本処理場の立地等の概要は、次のとおりである。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

1 本処理場の立地に関する事項

位置	: 神戸市東灘区魚崎浜町43-3（本場） 神戸市東灘区魚崎南町2丁目1-23（管理本館）
用途地域	: 準工業地域、工業地域
敷地面積	: 173,600m ²
基準建ぺい率	: 60%（準工業地域及び工業地域とも）
基準容積率	: 200%（準工業地域及び工業地域とも）

2 本事業の計画概要

本事業の計画概要は、次のとおりである。

対象処理場	: 東灘処理場
対象施設	: 汚泥脱水設備等 汚泥処理設備等 バイオマス受入設備 導管注入設備 消化ガス有効利用設備
計画汚水量	: 194,200m ³ /日（日最大：事業計画）

第5 各種契約又は協定の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項

各種契約等の解釈について疑義が生じた場合、本市と優先交渉権者又は事業者は、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議が整わない場合は、契約に規定する具体的措置に従う。

また、契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

1 本事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、各種契約に定める事由ごとに、本市又は優先交渉権者又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

なお、詳細については、募集要項等に示す。

第7 事業の実施に関する必要事項

1 実施方針（案）・要求水準書（案）に関する問い合わせ

(1) 実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質問・意見の受付

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見を以下の要領で受付ける。
同項の（2）に示す提出先に添付資料3の東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業の「実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質問・意見」をダウンロードの上、質問等内容を簡潔に記載し電子メールで、期間内に提出すること。

また、メールの不受理を防止するため、質問者の負担により開封確認機能を有するメールソフトにて「開封確認機能」を付与することを原則とする。ただし、この対応が困難な場合は、電子メール送信後、提出先に電話で到着確認を行うこと。

なお、質問等は電子メールのみで受付けるので留意すること。

(2) 実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質問・意見書の提出先

提出先 : 〒651-0084
神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3F
建設局下水道部経営管理課

電 話 : 078-806-8036

電子メール : gesui_gyomu_kobo@office.city.kobe.lg.jp

(3) 実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質問・意見書の提出期限

令和3年8月3日（火）17時00分まで

(4) 実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

質問書に対する回答は、以下に示す時期までに本市のホームページにおいて公表する。

公表時期：令和3年8月31日（金）

(5) 実施方針（案）等の変更

本市は、実施方針（案）等の公表後、公告までに実施方針（案）等の内容を見直し変更することがある。

(6) 要求水準書（案）の配布資料送付願兼誓約書の送付

本事業に参画を行う応募者については、要求水準書（案）の参考資料を配布する。
なお、配布に当たっては、添付資料4の「配布資料送付願兼誓約書」に記名押印し、

スキャニングデータを同項（２）に示す提出先に提出すること。併せて同項（３）に示す期限までに持参又は郵送（必着）により同項（２）まで提出すること。持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成３年３月条例第２８号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日を除く、午前９時から正午、午後１時から午後５時までとする。

2 現地説明会の開催

（１）現地説明会の開催日時等

以下の日時及び開催要領にて現地説明会を開催する。

場所 : 東灘処理場

日時 : 令和３年７月２０日（火）、２１日（水）

10時00分から17時30分まで

第１部：10時00分から12時00分まで

第２部：13時00分から15時00分まで

第３部：15時30分から17時30分まで（予備）

参加者 : 参加人数は、一企業当たり５名までとする。

（２）申込方法

添付資料５の東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業の「現地説明会に係る申込書」をダウンロードの上、期間内に提出すること。

また、本市はメールを受信後、第１部又は第２部又は第３部（予備）の、どの部に参加するかを返信する。応募者は本市からの返信メールを受信後、必ず確認メールを本市へ返信すること。

（３）申込書の提出先

前項の（２）と同じ。

（４）申込み提出期限

令和３年７月１６日（金）12時00分まで

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本市のホームページを通じて適宜行う。